

第四十八回国会 社会労働委員会 議 録 第 八 号

昭和四十年三月十八日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 松澤 雄藏君

理事 井村 重雄君

理事 澁谷 直藏君

理事 八木 昇君

理事 伊東 正義君

理事 小宮山重四郎君

理事 田中 正巳君

理事 中野 四郎君

理事 松山千恵子君

理事 山村新治郎君

理事 淡谷 悠藏君

理事 小林 進君

理事 八木 一男君

理事 本島百合子君

出席國務大臣 厚生 大臣 神田 博君

出席政府委員

大藏事務官 佐竹 浩君

厚生事務官 梅本 純正君

厚生事務官 尾崎 嘉篤君

厚生事務官 大崎 康君

厚生事務官 熊崎 正夫君

厚生事務官 山本 正淑君

厚生事務官 鈴木 信吾君

厚生事務官 大藏事務官 竹内 道雄君

厚生事務官 大藏事務官 竹内 道雄君

厚生事務官 大藏事務官 竹内 道雄君

厚生事務官 大藏事務官 竹内 道雄君

厚生事務官 大藏事務官 竹内 道雄君

厚生事務官 大藏事務官 竹内 道雄君

厚生事務官 大藏事務官 竹内 道雄君

専門員 安中 忠雄君

本日の会議に付した案件

医療金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)

戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案(内閣提出第六七号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

○松澤委員長

これより会議を開きます。内閣提出、戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、以上三案を一括議題とし、審査を進めます。

戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。目次中「第八条」を「第八条の二」に改める。第一章中第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 厚生大臣は、戦傷病者の福祉の増進を図るため、戦傷病者の更生等の相談に応じ、及び戦傷病者の援護のために必要な指導を行なうことを、社会的信望があり、かつ、戦傷病者の援護に熱意と識見を持つている者に委託することができ。

前項の規定により委託を受けた者は、戦傷病者相談員と称する。

戦傷病者相談員は、その委託を受けた業務を行なうに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。第十八条第二項中「二千元」を「三千元」に改める。

附則第十項を次のように改める。

第二十三条の規定は、当分の間、戦傷病者のうち公務上の傷病について、恩給法の規定による増加恩給、傷病年金、傷病賜金その他これらに相当する給付を受けている者又は受けた者及びこれらの者の介護者以外の者には、適用しない。

この法律中第十八条第二項の改正規定及び附則第十項の改正規定は、昭和四十年四月一日から、その他の規定は、同年十月一日から施行する。

戦傷病者相談員に、戦傷病者の相談業務等を委託して戦傷病者の福祉の増進を図るとともに、療養手当の額を引き上げ、並びに日本国有鉄道の鉄道及び連絡船への乗車及び乗船についての無賃取扱いをする戦傷病者の範囲を拡大することにより、戦傷病者の処遇を改善する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案 (この法律の趣旨)

第一条 この法律は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に必要事項を規定するものとする。

附則

この法律中第十八条第二項の改正規定及び附則第十項の改正規定は、昭和四十年四月一日から、その他の規定は、同年十月一日から施行する。

戦傷病者相談員に、戦傷病者の相談業務等を委託して戦傷病者の福祉の増進を図るとともに、療養手当の額を引き上げ、並びに日本国有鉄道の鉄道及び連絡船への乗車及び乗船についての無賃取扱いをする戦傷病者の範囲を拡大することにより、戦傷病者の処遇を改善する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案 (この法律の趣旨)

第一条 この法律は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に必要事項を規定するものとする。

第二条 この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に關し、昭和四十年四月一日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二

十七年法律第二百二十七号。以下「遺族援護法」という。)による弔慰金(以下「弔慰金」という。)を受ける権利を取得した者で、同日において日本の国籍を有しているもの(同日において離縁によつて死亡した者との親族関係が終了しているものを除く。)をいう。ただし、当該死亡した者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ)で、次の各号の一に該当するものを除く。

一 死亡した者の死亡の日以後遺族援護法第三十五条第一項に規定する遺族(以下この項において「遺族」という。)以外の者と婚姻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つていいると認められる場合を含む。以下同じ)をした配偶者のうち、同法第三十六条第一項第一号括弧中のただし書の規定に該当したた

め同号の順位の遺族として弔慰金を受ける権利を取得した配偶者(遺族以外の者と法律上の婚姻をした配偶者を除く)で、その権利を取得した当時同項第二号から第九号までに掲げるいずれかの者があつたもの

二 弔慰金を受ける権利を取得した後昭和四十年四月一日前に遺族以外の者と婚姻をした配偶者(死亡した者と同じ氏を称していた配偶者で、その氏を改めないで法律上の婚姻をしたものを除く)。

弔慰金を受ける権利を取得した者が次の各号の一に該当する場合において、昭和四十年四月一日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、前項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなす。

一 昭和四十年四月一日において、死亡しているとき、日本の国籍を有していないとき、又

昭和四十年三月十八日

社会労働委員会議録第八号

第一類第七号

第一類第七号

第一類第七号

第一類第七号

は離縁によつて死亡した者との親族関係が終了しているとき。

二 配偶者については、前項各号の一に該当するとき。

(特別弔慰金の支給)

第三条 戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給する。ただし、死亡した者の死亡に關し、昭和四十年四月一日において、当該戦没者等の遺族が恩給法(大正十二年法律第四十八号)第七十五條第一項第二号に規定する扶助料、遺族援護法第二十三條第一項第一号又は第二項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は遺族給与金その他これらに相当する給付を受ける権利を有する場合は、この限りでない。

(裁定)

第四条 特別弔慰金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行なう。

(特別弔慰金の額及び記名国債の交付)

第五条 特別弔慰金の額は、死亡した者一人につき三万円とし、十年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前四項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人ある場合の請求等)

第六条 同一の死亡した者について特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人ある場合においては、その一人のした特別弔慰金の請求は、全員

のためにその金額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別弔慰金を受ける権利の裁定は、全員に対してしたものとみなす。

(特別弔慰金を受ける権利の受継)

第七条 特別弔慰金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に特別弔慰金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の特別弔慰金を請求することができる。

2 前条の規定は、特別弔慰金を受ける権利を有する者がその請求をしないで死亡し、同順位の人続人が数人ある場合における特別弔慰金の請求又はその裁定について準用する。第五條第一項に規定する国債の記名者が死亡し、同順位の人続人が数人ある場合における当該死亡した者の死亡前に支払うべきであつた同項に規定する国債の償還金の請求若しくはその支払又は同項に規定する国債の記名変更の請求若しくはその記名変更についても、同様とする。

(時効)

第八条 特別弔慰金を受ける権利は、三年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

(時効の中断)

第九条 特別弔慰金に關する処分についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(譲渡又は担保の禁止)

第十条 特別弔慰金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(差押えの禁止)

第十一条 特別弔慰金を受ける権利及び第五條第一項に規定する国債は、差し押えることができない。

(非課税)

第十二条 租税その他の公課は、特別弔慰金を標準として、課することができない。

2 特別弔慰金に關する書類及び第五條第一項に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする

金銭の貸借に關する書類には、印紙税を課さない。

(国債の償還金の支払)

第十三条 第五條第一項に規定する国債の償還金の支払に關する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を処理する場合において、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3 前項の場合においては、郵政大臣は、同項の政令で定める者に対し、その支払に必要な資金を交付することができる。

4 第二項の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金交付の手続は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

(権限の委任)

第十四条 この法律により厚生大臣に屬する権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者にその一部を委任することができる。

(省令への委任)

第十五条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

(国債の発行の日)

2 第五條第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十年六月十六日とする。

(厚生省設置法の一部改正)

3 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第六十三号の三の次に次の一号を加える。  
第六十三の四 戦没者等の遺族に対する特別弔

慰金支給法(昭和四十年法律第 号)の定めるところにより、特別弔慰金を受ける権利を裁定すること。  
第十四條の三第四号の三の次に次の一号を加える。  
四の四 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法を施行すること。

理由

死亡した者の死亡に關し、公務扶助料、遺族年金等の支給が行なわれていない戦没者等の遺族に対し、特別弔慰金を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律  
第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

不具喪疾の程度	年金額
特別項症	第一項症の年金額に一五〇、五〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	三〇一、〇〇〇円
第二項症	二四四、〇〇〇円
第三項症	一九六、〇〇〇円
第四項症	一四七、〇〇〇円
第五項症	一一四、〇〇〇円
第六項症	八七、〇〇〇円
第一款症	七七、五〇〇円
第二款症	七五、〇〇〇円
第三款症	五七、〇〇〇円

第八条第四項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金額
第一款症	三二〇、〇〇〇円
第二款症	二六五、〇〇〇円
第三款症	二二七、〇〇〇円

第八条第五項の表を次のように改める。

下具廃疾の程度	年金額
特別項症	第一項症の年金額に七五、二〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	一五〇、五〇〇円
第二項症	一二二、〇〇〇円
第三項症	九八、〇〇〇円
第四項症	七三、五〇〇円
第五項症	五七、〇〇〇円
第六項症	四三、五〇〇円

第二十六條第一項各号中「七万一千円」を「九万二千円」に改め、同条第四項中「三万五千五百円」を「四万六千円」に改める。  
 (未婚遺族等遺族等援護法の一部改正)  
 第二條 未婚遺族等遺族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第八條中「五千九百十円」を「七千六百七十円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)  
 第三條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。  
 附則第二十四項中「遺族給与金」の下に「遺族一時金」を加える。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和四十年十月一日から施行する。ただし、第三條の規定は、公布の日から施行する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置)  
 第二條 昭和四十年九月三十日までに支給事由が生じた障害一時金の額については、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正後の遺族援護法」という。)第八條第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三條 次の表の上欄に掲げる月分の遺族年金(死亡した者の配偶者、子、不具廃疾の父又は母及び孫に支給すべきものを除く)の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六條第一項各号中「九万二千円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の末日における遺族年金を受けるべき遺族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

月分	年齢区分
昭和四十年十月分	六十歳未満
昭和四十一年一月分	六十歳以上
昭和四十一年七月分	六十歳未満
昭和四十一年八月分	六十歳以上
昭和四十二年一月分	六十歳以上
昭和四十二年六月分	六十歳未満
昭和四十二年七月分	六十歳以上
昭和四十二年八月分	六十歳以上

2 死亡した者の配偶者、子、不具廃疾の父又は母及び孫に支給すべき次の表の上欄に掲げる月分の遺族年金の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六條第一項各号中「九万二千円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の末日における遺族年金を受けるべき遺族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

月分	年齢区分
昭和四十年十月分	六十歳未満
昭和四十一年一月分	六十歳以上
昭和四十一年七月分	六十歳未満
昭和四十一年八月分	六十歳以上
昭和四十二年一月分	六十歳以上
昭和四十二年六月分	六十歳未満
昭和四十二年七月分	六十歳以上
昭和四十二年八月分	六十歳以上

第四條 次の表の上欄に掲げる月分の遺族給与金(死亡した者の配偶者、子、不具廃疾の父又は母及び孫に支給すべきものを除く)の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六條第四項中「四万六千円」とあるのは、当該月分

月分	年齢区分
昭和四十年十月分	六十歳未満
昭和四十一年一月分	六十歳以上
昭和四十一年七月分	六十歳未満
昭和四十一年八月分	六十歳以上
昭和四十二年一月分	六十歳以上
昭和四十二年六月分	六十歳未満
昭和四十二年七月分	六十歳以上
昭和四十二年八月分	六十歳以上

2 死亡した者の配偶者、子、不具廃疾の父又は母及び孫に支給すべき次の表の上欄に掲げる月分の遺族給与金の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六條第四項中「四万六千円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における遺族給与金を受けるべき遺族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

月分	年齢区分
昭和四十年十月分	六十歳未満
昭和四十一年一月分	六十歳以上
昭和四十一年七月分	六十歳未満
昭和四十一年八月分	六十歳以上
昭和四十二年一月分	六十歳以上
昭和四十二年六月分	六十歳未満
昭和四十二年七月分	六十歳以上
昭和四十二年八月分	六十歳以上

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

第五條 次の表の上欄に掲げる月分の留守家族手当(未帰還者の配偶者、子、不具院疾の父又は母及び孫に支給すべきものを除く)の額を算出する場合には、改正後の未帰還者留守家族等

月 分	年 齢 の 区 分	
	六十歳未満	六十歳以上
昭和四十年十月分分	六十歳未満	六十歳以上
昭和四十一年六月分分	六十歳未満	六十歳以上
昭和四十一年七月分分	六十歳未満	六十歳以上
昭和四十二年一月分分	六十歳未満	六十歳以上
昭和四十二年六月分分	六十歳未満	六十歳以上

2 未帰還者の配偶者、子、不具院疾の父又は母及び孫に支給すべき次の表の上欄に掲げる月分の留守家族手当の額を算出する場合には、改正後の未帰還者留守家族等援護法第八條中「七千六百七十円」とあるのは、当該月分に対応する

月 分	年 齢 の 区 分	
	六十歳未満	六十歳以上
昭和四十年十月分分	六十歳未満	六十歳以上
昭和四十一年一月分分	六十歳未満	六十歳以上
昭和四十一年二月分分	六十歳未満	六十歳以上
昭和四十二年一月分分	六十歳未満	六十歳以上

援護法第八條中「七千六百七十円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における留守家族手当を受けるべき留守家族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

それぞれ月の前月の末日における留守家族手当を受けるべき留守家族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

理 由

最近の経済情勢にかんがみ、戦傷病者及び戦没者の遺族等について、障害年金、遺族年金等の額を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○松澤委員長 提案理由の説明を聴取いたしました。厚生大臣神田博君。

○神田国務大臣 たいま議題となりました戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案につきま

して、その提案の理由を御説明申し上げます。戦傷病者特別援護法は、昭和三十八年に制定され、昨年その一部が改正されて、戦傷病者に対する援護内容の改善が行なわれたところでありますが、今般さらにその内容の充実をはかることといたしまして、この法律案を提案することといたした次第であります。

なわち、厚生大臣は、戦傷病者の福祉の増進をはかるため、戦傷病者の更生等の相談に応じ、戦傷病者の援護のために必要な指導を行なうことを戦傷病者相談員に委託することができることといたしました。

改正の第二点は、長期入院中の戦傷病者に支給する療養手当の額を、月額二千円から三千円に引き上げることとしたこととあります。

改正の第三点は、日本国有鉄道無賃乗車船の取り扱いを戦傷病者の範囲を拡大することとあります。現在、日本国有鉄道無賃乗車船の取り扱いをする戦傷病者は、恩給法の規定による傷病恩給を受けている者のみに限られておりますが、今回、この範囲を公務上の傷病について恩給法以外の法令の規定により傷病恩給に相当する給付を受けている者、たとえば戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定により障害年金の支給を受けている戦傷病者にまで拡大することといたしました。

以上がこの法律案を提出した理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに可決されるようお願い申し上げます。

次は、たいま議題となりました戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

過ぐる大戦におきましては、多くの軍人、軍属、準軍属の方々が戦闘その他の公務等のために死亡されました。今日、わが国が戦前にも見なかつた繁栄の道をたどりつつあるにつけても、思いますのは、これらとうとい犠牲となられた戦没者の方々のことであり、また肉親を失われた御遺族の心情であります。本年は、あたかも戦後二十周年に当たりますので、国として弔慰のためこれら遺族の方々に特別弔慰金を支給する必要があると考え、この法案を提出することとした次第であります。

するところといたしましたこととあります。なお、その遺族が死亡されている場合等で、あとに戦没者の子があるときは、その子に対しても特別弔慰金を支給することといたしました。

第二に、この特別弔慰金は、三万円とし、十年以内に償還すべき無利子の記名国債をもって交付することとし、昭和四十年六月十六日に発行することといたしました。国債の償還金の支払いについては、昭和四十一年以後毎年六月十五日を支払い日として、一回に三千元ずつ十年間に支払うことといたしました。

その他特別弔慰金についての譲渡の禁止、相続、時効、差し押えの禁止、非課税、実施機関等、所要の事項を規定いたしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに可決されるようお願い申し上げます。

次に、たいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等に対するは、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び未帰還者留守家族等援護法によりまして各般の措置が講ぜられてまいりましたが、今般これらの援護措置の内容の改善をはかることとし、別途本国会に提案されております恩給法等の一部を改正する法律案とも関連いたしましてこの法律案を提出する運びとなつた次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明いたします。

第一は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正であります。この改正は、恩給法等の一部改正による傷病恩給及び公務扶助料の増額に関連いたしまして、障害年金、障害一時金、遺族年金及び遺族給与金の額を増額いたすこととしたものであります。増額の程度、増額の実施時期等につきましては、恩給法のものになつております。

第二は、未帰還者留守家族等援護法の一部改正であります。この改正は、留守家族手当の額を、他



片方は私的医療機関に貸し付けを主とし、片方は公的医療機関や済生会に貸しているのだ、だから発生事由も違ふし、還元融資の関係もあるという理屈は、大崎さん、あなたに聞かなくてもいいんだ。こういうことはこの委員会で繰返し議論され、論議し尽くした事実だ。そういう事実の上に立って、あとで私はみんな言いますよ、灘尾さんが何を言った、当時の厚生政務次官の森田君が何を言った、その次の厚生大臣の西村君が何を言った、政務次官のそれが何を言った、当時ここにいた中野委員長がこの問題に対して何を約束したか、そのあとの田口君が何を約束したか、今度は三代目の委員長の松澤君がこれから約束しなくちゃならぬと思うのだが、そういう何を約束したか、ちゃんとみんな速記録があるのだから、それを私はあとで申し上げます。勧進帳を広げると、乙種に読み上げますが、その読み上げる前にあなたに聞きますけれども、いわゆる甲種、乙種に分けて、乙種の八分を七分にしましたとか、増改築に有利にしたとか、いろいろありますが、いまま少し、年金福祉事業団の六分五厘、あるいは大企業に対してはそれを七分にした、こっちはほうの公庫の甲乙の甲は六分五厘、乙は八分を七分にした、そのほか据え置き期間から、貸し付けの期限から、並べて比較して具体的に言ってください。そんなあいまいなことじゃなしに、比較一覧表にするようにきちっとひとつ話してください。

○大崎政府委員 年金福祉事業団と公庫の貸し付け条件の異同につきまして申し上げます。  
第一点は、貸し付け対象から申し上げますと、公庫のほうでは薬局、助産所が含まれておるわけでございます。  
それから貸し付け限度額、これは年金福祉事業団と医療金融公庫とは差異がございまして、公庫のほうにおきましては所要額の八割が貸し付け率になっております。年金福祉事業団のほうは九割、ただし大企業のものにつきましては八割を限度とする、こういうふうなことになるわけでございます。

次に、増改築、機械購入の限度額でございます。これは医療金融公庫のほうにおきましては限度額を一応きめておるわけでございますが、年金福祉事業団には限度額がございません。ただし、これは両方とも同じように必要程度を貸すということでございますから、実際上の差異はないかと存じます。  
それから、医療金融公庫には長期運転資金の貸し出しがございしますが、年金福祉事業団にはございません。  
それから、貸し出しの利率の問題でございますが、いわゆる甲種増改築につきましては六分五厘でございます。乙種増改築につきましては、年金福祉事業団も医療金融公庫も今年度から変わりはございません。七分になったわけでございます。年金福祉事業団の目赤、済生会等、公的医療機関に対する貸し付け利率は七分でございます。  
それから償還期限でございますが、償還期限そのものにつきましては、従来変わりはございません。

据え置き期間につきましては、これは変わりがございません。年金福祉事業団と医療金融公庫との間に変動がございません。たとえば、医療金融公庫につきましては据え置き期間が病院の場合には二年、診療所は一年となっておりますが、年金福祉事業団では、五年以内、三年以内となっております。ただしこれは、実効上はあわせて運用をいたしておるわけでございますので、その差はございません。  
それから標準面積の問題、これにつきましては若干の差はございますが、実効上はほぼ同じでございます。  
それから標準の建設費につきましても、区分のしかたには差がございしますが、実際的にはほぼ同じ金額で定められているわけでございます。

以上、大体御説明申し上げました。  
○小林委員 なかなか巧みなことばが出てまいりましたが、法律上、政令上区分はあるけれども、実

効上区別がないということは一体どういふことなのですか、私はわからない。実効上区別がなかったら、なぜこんなにやかましく言っていることを、法大系の上においても明らかに区別をなくしないのか。これはごまかしておいて、行政的にあなた方がそういう医療機関をいじめる材料にむしる使われているとしかわれわれには考えられない。実際上には差がないならば、なおさら同じにしたいかがですか。  
それから、乙種の新築、増改築について、どちらも七分七厘というのは、これは間違いありませんか。年金福祉事業団のほうは六分五厘で、済生会とか日赤とか、大きなほうのだけが七分、その他は六分五厘じゃありませんか。それから、片方の八分を七分にされたというならば、一体いつから七分にされたか、今年の四月から七分にするというのか、これをひとつ明確に教えていただきたい。

それから据え置き期間が片方のほうは五年、三年だ、片方は二年、一年だというのが、いわゆる実効上においては差はないという、これはどうして私のはのみ込めない。大蔵省来ていますか。大蔵省の資金課長が来ていますか、あるいはあなた方は、大蔵省が頑迷で聞かないから、表面だけでは大蔵省の顔を立てて少し違うようにしているけれども、実際的には大蔵省のほうには内緒でやりくりをしておるといふか、同じようにしているのか。そういう行政事務の上で小手先の細工をしては何もならぬ。お役所間のそういう小手先の仕事ならば、おやめになったらよろしい。やはり定められた規則とおりにおやりになればいいのであって、規則に矛盾あるならば、実効上には差はないなどと言わないで、ちゃんと規則を改めて正々堂々とおやりになればいい。一応いま私が申し上げました点に御答弁をいただきたいと思うのであります。

○大崎政府委員 年金福祉事業団と医療金融公庫につきましても、日赤、済生会、それから北海道社協等、いわゆる公的医療機関に対する乙種増改

築資金につきましては、これは今回七分になったわけでございます。これは新年度、四十年年度から七分になったわけでございます。ただし、年金福祉事業団の中には事業主病院等に対する貸し付けがあるわけがございます。これは従来どおり六分五厘、ただし、大企業については年七分七厘というのがあるわけでございます。

○小林委員 大崎省さん、いまの厚生省の御説明でおわかりになるように、これはやはり差があるわけですね。借りる病院がお客さんを預かって病気をなおしてやろうという、そのお医者さんの客休に差があるわけなんです。これはあなたのごところの大蔵大臣の答弁がみなありますよ。それからこの前の政務次官の額さんも、ちゃんと明確に答弁をいらつしやるのです。はなはだ矛盾ですよ。大蔵省もこれを直しますよということをちゃんと直つていないで、直つていないじゃないですか。直つていないで、直つていないじゃないですか。

○竹内説明員 お答え申し上げます。  
私の承知いたしておりますところは、昨年の三月十三日の衆議院の本社労働委員会におきまして、医療金融公庫の乙種増改築資金の貸し付け利率八分につきましては、昭和四十年度におきましては年金福祉事業団の貸し付け対象のうち、日赤、済生会等の開設する病院に対する貸し付け利率と統一をはかるよう検討をいたしたいと思っております。という答弁をされておるのでございまして、四十年年度からの貸し付けにつきましては、乙種増改築の分を八分から七分に下げまして、片方、年金福祉事業団の貸し付け対象たる日赤、済生会等も同じく七分に合わせまして、両者の統一がはかられておるといふふう存じております。

○小林委員 あなた、それで答弁になっておると思う。年金福祉事業団のほうは、先ほども言うように六分五厘で貸しているけれども、その中で日赤、済生会等一部というのがあるかどうか知りませんが、全部じゃない、そのものだけはひ

○大崎政府委員 年金福祉事業団と医療金融公庫につきましても、日赤、済生会、それから北海道社協等、いわゆる公的医療機関に対する乙種増改

築資金につきましては、これは今回七分になったわけでございます。これは新年度、四十年年度から七分になったわけでございます。ただし、年金福祉事業団の中には事業主病院等に対する貸し付けがあるわけがございます。これは従来どおり六分五厘、ただし、大企業については年七分七厘というのがあるわけでございます。

○小林委員 大崎省さん、いまの厚生省の御説明でおわかりになるように、これはやはり差があるわけですね。借りる病院がお客さんを預かって病気をなおしてやろうという、そのお医者さんの客休に差があるわけなんです。これはあなたのごところの大蔵大臣の答弁がみなありますよ。それからこの前の政務次官の額さんも、ちゃんと明確に答弁をいらつしやるのです。はなはだ矛盾ですよ。大蔵省もこれを直しますよということをちゃんと直つていないで、直つていないじゃないですか。直つていないで、直つていないじゃないですか。

とつ七分にしてやろう——全部の改正じゃない  
じゃないですか。原則は六分五厘じゃないです  
か。六分五厘の中で例外的に七分のものを設けた  
いというだけじゃないですか。片一方の医療金融  
公庫のほうはいままで八分であつたけれども、  
これは四十年度は全部七分にするんですか。八分  
のほうを一分下げて全部を七分にするというの  
か。全部を七分にするというであつても、まだそ  
こで原則的には、法律の上では五厘の聞きがある  
じやありませんか。約束が違うわけですか。

○竹内説明員 どうもよく御質問の意味がわから  
ないところがあるのですけれども、医療金融公庫  
の乙種増設案につきましては八分を全部七分に下  
げたわけでございます。片一方の日赤、済生会等  
におきましては……

○小林委員 年金福祉事業団の貸し付けは幾らか  
と云つてゐるんだ。六分五厘じゃないですか。

○竹内説明員 それは六分五厘でございますが、日  
赤、済生会等に対しては七分でございます。日  
赤、済生会等が御返事申し上げておりますの  
は、年金福祉事業団の貸し付け利率と同じように  
するといふ答弁はしておらないのでございまし  
て、年金福祉事業団の貸し付け対象のうち、日  
赤、済生会等の開設する病院に対する貸し付け利  
率と同一にするという返事をしておる次第でござ  
います。

○小林委員 そろそろ君たちの小手先の答弁だと言  
うんですよ。私どもが国会の中で数回も論じてき  
たのは、済生会や日赤病院だけの利率と医療金融  
公庫の利率を同じにしろといふことを言つてゐる  
んじゃないのです。年金福祉事業団で医療機関に  
貸し付ける利率と医療金融公庫が医療機関に貸し  
付ける利率との間に一分五厘の差があるから、な  
ぜそれを同一に扱わないかといふことをわれわれ  
は数回も論議してゐるのです。君は、年金福祉事  
業団の利率の六分五厘の中から日赤、済生会だけ  
七分にして、こつちも七分になつたんだから同じ  
だと言ふのは、それを称して官僚の小手先の答弁  
だと言ふんだ。そういうふうなことではいかぬ。

同一にしなさいと言つてゐるんだ。私どもは、あ  
くまでも年金福祉事業団と医療金融公庫との条  
件、利率等を同一にしなさい。据え置き期間も  
違ふじやないか。返還期間も違ふじやないか。同  
じですか。違ふじやないか。二十五と二十年じや  
ないですか。そこをひとつ明確に言つていただか  
なければならぬのであります。額さんが、そ  
ういうようなあなたの言うように、済生会と日赤  
病院だけを同じにいたしませんか。私がみんな  
は、残念ながらここにないわけですか。私がみんな  
読み上げましょうか。滝井君は昭和三十九年三  
月五日だ。十三日のは、君は滝井さんと云つたけれど  
も、滝井君の質問じやない。これは河野君の質問  
だ。そこが君も違つておる。みんな大蔵省はデマ  
だ。滝井君の質問というのは三月五日なんだ。額  
政府委員は何と言つてゐる。読んでみようか。

先ほど来小林委員等からの御質疑も何つてお  
りましたが、年金福祉事業団と医療金融公庫と  
の利率が非常に違つておる、さらにまた、医療  
金融公庫におきましても三つの段階によつて  
やつておられるのはけしからぬじやないかとい  
う御意見であり、しかもそれに対しては、  
厚生大臣以下政務次官等が、委員会において、  
できるだけ御趣旨に沿うように努力するといふ  
答弁をしたといふような答弁がございましたこと  
とを十分に拝聴いたしました。

大蔵省の立場から申しますならば、滝井先  
生も御承知でございますが、一応医療金融  
公庫の問題は中小企業金融公庫の問題から分か  
れた問題でございまして、  
こつちをわかつたようなわからぬようなことを  
言つてゐる。

したがういまして、その意味からいいますと、  
御承知のように幾つもの金庫あるいは公庫、公  
団というものがございまして、これに對しまし  
ては、全体を見合せて大蔵省といつたしまして  
は金利政策というものが立てられておるわけ  
でございます。もちろん医療金融公庫だけの立場  
から申されますれば、さような不合理等がござ

います。しかしこれは、六分五厘、八分ある  
いは九分ということに区別したことにも、大蔵  
省としては大蔵省なりにひとつの主張があつた  
ことと思ひます。しかし、私といたしましては  
いろいろ検討をいたしました。しかし、こ  
省の主張も強ひようでございます。しかし、こ  
の問題はすでに数回委員会において論議されて  
まいつておることでございます。ただいま  
もお話のように中小企業対策を革新的にやる  
というふうな声明をいたしました関係からい  
まして、何とか手を打たなければならぬ  
じやないかといふふうにお考えをしております。しか  
し、いままでのこの医療金融公庫の六分五厘と  
いうものはだんだんウェイトが高くなつてお  
りまして、七、七、七の程度までいつておるよ  
うに承知しておるわけでございます。したが  
いまして、当初から考えてみますと、平均的には  
利率は非常に低いと申してもなんですが、六分  
九厘ぐらいの程度まで下がつてまいつてお  
りまして、こうした大蔵省が努力をいたしましたこと  
も、おそろしくいままで当委員会において論議さ  
れた皆さま方の御希望が、もちろん完全ではあ  
りませんが、漸次改善されておるといふこと  
でございます。その点につきましては、大蔵省  
当局の努力もひとつ御了解願ひたいと思つて  
ございまして、しかし、こつちをわかつた  
ものでございまして、政府出資というふうな  
問題もございまして、財政全体の考え方でも考  
慮いたさなければなりません。こつちで当委員  
会において御熱心に討議されておる問題でござ  
いますので、ぜひともひとつ皆さま方の御期  
待に沿うような、いわゆる前向きな姿勢のもと  
にこの問題を検討いたして、できるだけ早い機  
会に皆さま方の御期待に沿うような措置をとる  
ことをいたしたい、かように考えておる次第  
であります。

明快じやないですか。こういうことを答弁してお  
る。そこで、君はさつきうその答弁をしたが、今度  
は三月十三日の河野委員に對する答弁なんでも  
いいますけれども、そこではいまあなたが言つたよ  
うに三点にわたつて答弁をしておる。  
ただいまの河野先生の御質問は、前回の社務  
委員会において私が答弁いたしましたことに御  
不満がございまして、その後厚生省と十分検討  
いたしました。その点につきましては、ただいまか  
ら御答弁を申し上げます。  
こういうことで一、二、三に分かれておるわけ  
です。一は、君たちきうの研究したそうでありま  
す。二は、省略いたします。  
第二番目といたしまして、貸し付け限度が個  
人、法人について差別のある点につきまして  
は、単に個人、法人という開設主体による差別  
は多少の問題があることと存じますので、今後  
は病床数の多寡によることとして考慮いたした  
と思つております。  
これは一体四十年法の改正の上でどう改められ  
ておるか、あとで厚生省、大蔵省に聞きますよ  
う。第三点。  
第三の償還期限及び据え置き期間等の点につ  
きましては、問題の性質上なかなか容易ではあ  
りませんが、昭和四十年法を目途といたしまし  
て、できるだけ同一にするように努力をいたし  
たいと存じます。  
こういうことでございます。どうです、同一にな  
つておりますか。  
なお、先ほどの御質問の際におきましても、  
医療公庫は、御承知のように民間ベースに合わ  
ないために特に開設されたその趣旨に基づきま  
して、大蔵省としても毎年出資金をふやしてお  
ります。もとよりほかの公庫その他との関係  
もございまして、また政府資金にも限度がござ  
いますので  
云々。これはいいといたしまして、こういう三点  
を約束しておる。この第二点、第三点はどうな  
つていますか。

○大崎政府委員 三十九年度までは、これは新増  
改築、機械購入資金等を入れてでございますが、

法人と個人とによりまして貸し付けの限度額が異なつていたわけでございます。本年度からは、その個人、法人による貸し付けの限度額をやめまして、病床数によつて貸し付けの限度額を定めたい、こういうことでございます。

内容を申し上げますと、新增改築の場合におきましては、病床数四十床未満の病院につきましては三千万円、病床数が四十床をこえる病院につきましては五千万円、そういうふうな定めを原則としていたした、こういうふうな考えでおるわけでございます。これは、私ちょっと言い間違えましたが、三十九年度から実施をいたしておりますが、本年度においても同じように実施をいたしておるわけでございます。

それから機械購入資金につきましては、病院について病床数五十床未満の場合は限度額が五百万円でございます。病床数五十以上百床未満、これは病床数に十万円を乗じた額でございます。病床数百床以上は一千万円が限度額でございます。診療所については百万円、共同利用施設については三百万円、それから、本年度から薬局、助産所の機械購入資金を対象といたしておりまして、これが五百万円でございます。

○小林委員 いま一回聞き直しますが、機械購入資金は九分であり、運転資金も九分である。それが今度は、これだけ改良せられて一体幾らになったのですか。甲種、乙種の区別は、御承知のとおり、病床過剰地区と病床不足地区との区別によつて甲乙に分かれたのですけれども、その乙種の地区を七分にしたのですから、いま言う長期の機械購入資金や運転資金は一体幾らにしたのですか。

○大崎政府委員 これは九分でございます。  
○小林委員 年金福祉事業団は幾らですか。  
○大崎政府委員 年金福祉事業団は、これは長期運転資金は対象といたしておりません。それから年金福祉事業団の機械購入資金につきましては、原則どおり六分五厘。それから大企業につきましては七分でございます。

なお、医療金融公庫におきましても、原則は九分でございますが、特定の医療機械等につきましては、これを八分にいたしておるわけでございませぬ。

○小林委員 そこで私は、中野委員もお見えになつておるから、先ほどの本論に戻りまして、灘尾元厚の厚生大臣、当時の政務次官は森田厚生政務次官です。その次には西村厚生大臣が出て、当時の政務次官が渡海さんだ。そういうわけで、森田政務次官は前に約束しているのです。「三十七年から三十八年を経過してしまっても言うけれども、依然として年金福祉事業団が病院に貸せる金は、六分五厘で全部貸している。一部は、済生会と日赤だけは改められたと言っただけけれども、原則としては、法律の上では改められていない、六分五厘で貸しておる。」ところが、同じ厚生省管轄でありながらも、医務局の扱つておる医療金融公庫の金は、六分五厘があり、八分があり、九分があるという、こういう三本にも四本にもなつて金が貸されている。これははなはだしい矛盾でございます。これを改めなければならぬというのを確信をいたし、最善の努力を払いませぬ、こういう答弁をしておられる。渡海政務次官は、同じく三十八年の三月六日の社会労働委員会の會議録第十七号の二ページ、「現在の標準が、大体運営面におきまして八割というふうな限度額で押えておるといふことを聞いておりますが、利率の面におきましては、現在八分と六分五厘というところでやっておりますが、私はこれはむしろ全部六分五厘に持つていかなければならぬのではないかと思ひます。それが進行していかない。一年くらいは公約違反なら私もまんじょう、三年も四年もから手形を持たせられては、こうやってそのままだまされてきて、これで一体国会の突のあるような審議が行なわれていと言われまじょうか」という質問に対しては、私も同感でございます。こういう御答弁をされている。直つていないです。ここで当時の中野委員長が、「お答えをいたします。委員長といたしましては、医療金融

公庫の利率については、年金福祉事業団と同様に、利率六分五厘を実現するよう最大の努力をいたします。こういうことを言つておる。ここで次に来た委員長の田口君がこれにどう答えておるか、田口君も約束しております。これは笑いごとじゃないですよ。重大な問題です。だから国会の審議が、同じことをこの委員会で三年も四年も繰り返しておる。われわれが心を傾けて汗を流して真剣にやつておることを、あなた方は馬耳東風と聞き流しておる。国民の負託を受けて国会議員の生活をやること、私もまさに十三年だ。だてや酔狂でめしを食つておるわけではない。そして心を傾けてここで繰り返しておることを、あなた方は馬耳東風に聞き流しておる。そして人の言うことをちやらかして、自分のやりたいことだけやつておる。やれ理事をふやすの、やれ公社を設けて官費の捨て場をふやすようなことをやつておる。これで一体国会の形態をなしておるのか。それはいかに寛大にして忍耐強い小林進といえども、おこらざるを得ないじゃないですか。田口委員長はの言明を読みます。昭和三十九年三月五日の私の質問に対して、こういう答弁をしておられる。「これは当然委員長に引き継がれて、その努力というものが継続されていなければならぬのであります。国会の生命は長いんだ。「いま一回田口委員長にその努力の引き継ぎがありましたかどうか、お尋ねしたいと思つております。これに対して田口委員長は、「引き継ぎを受けておりませぬ。そこで私が、「そういたしますと、この年率六分五厘にすることに對しては、委員長としては何も努力をされなかつたということでございます。いま田口委員長が、「事情よくわかりましたから、ひとつ中野委員長同様に、党内外において努力をいたしたいと思ひます。こういうふうにお答えしておる。そこで田口委員長が、それほどこまで委員長の責任において、中野委員長とも連絡をとつて、内外ともに最大の努力を払うというならば、あなたに信頼をしてこの問題の質問は応打ち切りませう、私はこう言つて打ち切つて

おります。これができていない。そこで、松澤委員長にお伺いをいたします。この問題について田口前委員長から申し送りがありましたかどうか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○松澤委員長 何も聞いておりませぬ。  
○小林委員 こんなに私どもが真剣にやること、委員長がかかるたびに泡沫のごとく消えていくということは、委員会の審議に非常に支障を来たすということを私は非常に残念に思ひます。この問題は、この前にも法制局から来ていたとき、この問題について法的根拠について質問をしておる。これは法律上一体引き継ぎの責任があるのかないのか、政治的に一体引き継ぎの責任があるのかないのかという質問に対して、法律上は責任はございませぬ——これは法制局の見解は正しい。けれども、政治的にはこれは責任はあります。同じ政党なんだから、自民党ですから、中野さん、田口さんのときには同じ池田内閣でありましたから同一政党、しかも同一首班のもとにおいては当然政治的責任があるといわなければならぬ、首班が変わつても、同じ政党が継続して行なわれる限りは、やはり同一の責任があるものと思わなければならぬ、こういう法制局の答弁がある。なお加えて私は言ひますけれども、法律的責任がないなどと言つて——責任の軽重の点からいへば、政治的責任は法律的責任に劣るとは言えない、むしろ考えようによつては政治的責任のほうが重いと見なければならぬ、こういう答弁もせられておるのでございまして、この点はひとつ松澤委員長においても十分政治責任はお考えくださいまして、前任者にこの点をただして、責任を継続して全うせられるように御努力あらんことを切に要望する次第であります。

要望をしておきまして、それで厚生大臣に移りますけれども、いまは委員長、政務次官の話なんです。大臣のほうはもつと明確に答えられておる。灘尾さんから西村さん、最も明確にこの問題を答



おる。できていないじやありませんか。大臣、責任をお感じになりませんか。これでよろしいとお考えになりますか。こんなことで国会がこんな法律を通したのでは——これは私個人の問題ではない。国会の構成それ自体に關する重大問題ではない。思いますので、この問題は、私情は私情、私はあなたと個人的には非常に親しいのでありまして、まさに兄弟友人の仲、先輩後輩の仲でありまして、うけれども、世の中には泣いて馬鹿を切るということばがあります。小林進は、私情をもって公ごとを誤るわけにはまいりません。断じてこの問題ではほこをおさめるわけにはいかないものでありまして、私は大臣の責任ある答弁をお願いいたします。

正は何回行なわれたかということをお尋ねした。四回改正せられておる。その四回における論議の中心はみんなこれだけだ。この問題で改正のたびに同じ論議を繰り返しておる。そうしておるにもかかわらず、大臣はさらに努力をするとおっしゃることは、これは改正のたびに言われたほかの大臣の御答弁よりも、もっと後退しているなまぬるい御答弁です。

私はそれで最後に申し上げますけれども、ここにはいらっしやいせんが、この法案を上げる昨年の三月十三日の最後に、与野党の理事がもみ抜いてもみ抜いて、われわれはどうしてもこの法案を上げることができない、この先、断じてもうこういうことはいたしませんが、そのためにこういう附帯決議をつけて、附帯決議は必ず実行いたしますからこの法案を通してくれ、こう言われて、附帯決議を三派の合同で出しておる。その附帯決議を代表して読みましたのが、いまいらっしやいせんけれども、栗山秀先生でございまして、栗山秀先生がこのように附帯決議を読んでおられる。「私は、——私はというは栗山秀委員であります。」「自民、社会、民社三派共同提案にかかる医療金融公庫法の一部改正法案に対し、附帯決議を付すべしとの動議を提出いたします。医療金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 年金福祉事業団は、日赤、済生会等公的医療機関の増改築資金等をその融資対象として、その貸付利率等貸付条件は、医療金融公庫のそれとなお相当の相違が認められる。従って最も近い将来において、——これは私も断じていかぬ。社会党は期限を付しておるのです。けれども、期限を付してまでも厚生省を縛ることは信頼感の問題だから、絶対問わないからその何月何日という期限だけは厚生省を信頼して削除してくれという事で、そこで私もが一步譲歩いたしました。」「最も近い将来において、両者の貸付利率その他貸付条件を統一すべきである。本決議案の内容は、本委員会の質疑応答において明らかであります。

ますので、説明は省略いたします。何とぞ委員の御賛成をお願いいたします。(拍手)そこで、「田口委員長 本動議について採決いたしました。本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。」「総員起立」○田口委員長 起立総員。よって、本案については、栗山秀君外二名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。この際、小林厚生大臣より發言を求められておりますので、これを許します。小林厚生大臣。○小林厚生大臣 たいだいまの御決議の趣旨を尊重して善処したいと存じます。」「こういうことで終わっております。

この決議に至るまでの経過は、だてや酔狂ではなかつた。もみ抜いてこの附帯決議を付して、ようやく私もは妥協したのです。それが今日のこの委員会に、何ら統一するという形があらわれない。若干の手直し、スズメの涙、そういうことでわれわれの命をかけた審議というものをながしるにして、先ほども申し上げたように、皆さん方の言いたいことだけ、やれ理事を一名ふやします、大阪に支所を設けます、そこで古手官僚のおぼ捨て山をつくります、そんなえてかっでなことで、国会の審議を一体尊重したことになりました。これは私もよくの坊扱いじやありませんか。まるで枯木も山のにぎわい扱いじやありませんか。そんなことで唯々諾々として私どもがこの法案をのんだということになれば、国民の負託に何ぞ報いるところあらん、われわれは死して帰れませんよ。選挙民、国民の方向へ顔を向けることができない。でありますから、この問題は、まだ法案の審議過程ですから、結論に至るまでの間に少しわれわれが納得するような改正、いま申し上げました条件等について明確な改正をやつていただかない以上は、残念ながらわれわれはこの法案に対して賛意を表するわけにまいりません。今度だけは通すわけにはまいらぬのであります。どうかこの点は御了承をいただきたい。利率の問題はこの程度にして、あとは一般論のほうへ移つていきたいと思います。

時間の関係もございまして、あとはひとついま一時間ばかり利用いたしました、次に問題を変えますが、一体資金の需要額は——資金の需要額というよりは、問題の角度を変えて、公的医療機関、私的医療機関を通じて、三十八年度から九年度でよろしゅうございまして、一体一年間に行なわれる医療投資と申しますか、この設備の改築、新築等ほどの程度の資金が投資をせられておるものか、お伺いをいたしたいと思つております。

○大崎政府委員 三十九年度の医療機関関係整備の投資額は、総額にいたしまして、四百六十九億でございます。ただし、これには私的医療機関の自己資金によるものは入っておりません。したがって、三十九年度で申し上げますと、四百六十九億に私的医療機関の自己資金を加えた額でございます。

○小林委員 そうすると、四百六十九億円は、その私的医療機関でも、金融公庫や年金事業等、政府資金等を借り入れているものがこの四百六十九億の中に入っている。たとえていえば、医療金融公庫の金を借りにしても、二割は自己負担しなければならぬというが、その二割というのは、ほとんど銀行の借入れ金ですね。そうすると、この銀行の借入れ金等は、この中に含まれていないのですね。

○大崎政府委員 含まれておりません。

○小林委員 そこで伺いますが、しからばこの四百六十九億円の中で、国立病院、診療所等に対する投資、それから公的医療機関の、県立だとか、できれば公共企業体等に対するところの投資額、それから私的医療機関に対する投資額、三つに分けて、その区分をお聞かせ願いたいと思つております。

○大崎政府委員 総額が四百六十九億でございます。そのうち、国みずから行ないませんが、総額百四十七億でございます。さらにそれを区分いたしまして、厚生省所管の国立病院、国立療養所等への投資が、七十五億でございます。それか

○小林委員 私は大臣の御答弁がそう出るのではないかと思つて、それで冒頭、一体この法律の改

正は何回行なわれたかということをお尋ねした。四回改正せられておる。その四回における論議の中心はみんなこれだけだ。この問題で改正のたびに同じ論議を繰り返しておる。そうしておるにもかかわらず、大臣はさらに努力をするとおっしゃることは、これは改正のたびに言われたほかの大臣の御答弁よりも、もっと後退しているなまぬるい御答弁です。

ますので、説明は省略いたします。何とぞ委員の御賛成をお願いいたします。(拍手)そこで、「田口委員長 本動議について採決いたしました。本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。」「総員起立」○田口委員長 起立総員。よって、本案については、栗山秀君外二名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。この際、小林厚生大臣より發言を求められておりますので、これを許します。小林厚生大臣。○小林厚生大臣 たいだいまの御決議の趣旨を尊重して善処したいと存じます。」「こういうことで終わっております。

時間の関係もございまして、あとはひとついま一時間ばかり利用いたしました、次に問題を変えますが、一体資金の需要額は——資金の需要額というよりは、問題の角度を変えて、公的医療機関、私的医療機関を通じて、三十八年度から九年度でよろしゅうございまして、一体一年間に行なわれる医療投資と申しますか、この設備の改築、新築等ほどの程度の資金が投資をせられておるものか、お伺いをいたしたいと思つております。

らその他の各省が三十九億、国有鉄道、電電等、公社が三十二億でございます。それから地方公共団体、その他日赤、済生会のいわゆる公的医療機関の投資額が、百四十八億でございます。それから社会保険関係団体、それが二十五億、それから公社が九億六千、その他の医療機関が百三十七億でございます。

○小林委員 その他百三十七億の中には、主として開業医等が公庫等を通じて借り入れた金が含まれているわけでございますか。

○大崎政府委員 その他の百三十七億の内訳は、医療金融公庫の百三十五億が大口でございます。したがって、私的医療機関でございます。

○小林委員 三十九年度の総医療費というものは概算九千億円になっておりますか。ちよつとお伺いします。

○大崎政府委員 いまちよつと調べましてお答えします。

○小林委員 大體総医療費は九千億内外、八千何百億から九千億近くのと推定せられるのであります。そのうち総医療費に對する四百六十九億が医療機関に投資をせられておるといふ勘定でございますから、総医療費の大體五割強が医療機関の新、増改築等に使われている、こういうふうな用途を定めてよろしうございませうか。

○大崎政府委員 三十九年度の総医療費がまだ計算をいたしておりませんが、推定から考えますと、約五割程度になるかと思ひます。

○小林委員 これは大臣にお伺いするのでありますけれども、現在のわが日本の医療制度の中で、まだ不完全な地域が多いのでございませうが、この程度の設備あるいは増改築の設備投資、総医療費の五割程度で日本の医療行政あるいは国民の健康が一体完全に保たれるものかどうか、この点をひとつお伺いいたしておきたいと思ひます。

○神田國務大臣 医療機関の設備でございますが、投資が一体何%が医療費に比べて至当かということは、計算のしかたもあれば、いろいろこれは議論があることだと思ひます。しかし、いまお申ねがございましたように、現に行なわれておるのが、計算的な数字で見ると五割くらいしかない、こういうことはいかどにかということでございますが、私も概観から申しまして、五割は少ない、こういう感じでございます。それから一体どの程度がよろしいかということになると、これは議論もございませうが、五割では十分な医療機関のサービスとして、そうして将来の方向に向いていくということは、どうも他の施設等に比べてたいへん立ちおくれているのではないかと。これはやはり適当な機会にもつと上げたい、今度そういう意向でございませうが、いろいろ資金上の問題等ございまして、十分でなかつたことを遺憾に思つております。

以上であります。

○小林委員 大臣からも御答弁がありましたとおり、これは日に月に進歩いたしております医学の進歩、医療技術の進歩に対応していくためには、いかにも投下される資本が少な過ぎるのではないかと。特に、私も外国の医療施設を見て、社会主義国家等の医療施設等をながめてみると、特にそでございませう。病院等が非常に完備いたしております。日本は所得、生産の關係においては世界で五番目の、六番目のいいながら、こういう人間の健康や社会保障に關する医療施設というものは実に貧弱だ。単に医者の個人的技術、学問は確かに世界の水準をオーバーしているのではないかと思ひますけれども、持つものはそれだけだ。世界に誇るものは医師個人の技術だけだ。もつともこれ以上悪口を言つと井村君あたりに支障がありますから、これ以上言いません。例外もありませうけれども、概して世界的な水準を日本は行つておられますけれども、病院の設備等に至つては実はこれは貧弱きわまりです。そこら辺を——これは民間病院だけではありませぬ。国立病院自体もそうであります。実に国立病院等、非常にりっぱな先生がいられるけれども、設備は非常に貧弱き

わまる。私は、日本にはいろいろ恥ずべきことがあるけれども、こういう医療施設とか医療をする建物、設備の貧弱さというのは世界に恥ぢないかと思つておるのであります。いまお話しのとおり、国立病院、国立診療所等に政府みずから投資をされる金額はわずかに百四十七億円だ。こんなことでは昔の陸軍病院や海軍病院等、戦時中のあのポロ病院がいつ一休更新されて近代病院になるのか見通しつかない。もう少しこちらのほうへ私は力を注いでいかなければならぬと思つております。

時間もありませんから、まあそこら辺は省略をいたしまして、医療金融公庫の問題について言ひ得ることは、主としてこの金は民間の私的医療機関に貸し付けられる金でございますが、この私的医療機関に對する貸し付けも、一休需要額と供給額はどうな比率になっておりますか、三十九年度をお知らせ願ひたい。

○大崎政府委員 三十九年度の借り入れ申し込み受理額が三百十八億でございます。その内訳は、前年度の繰り越し分八十七億、新規受理分が二百三十億でございます。それから貸し付け決定をいたしました額は百六十一億でございます。これが昨年の十二月末現在の数字でございます。

○小林委員 これは私の資料は違つておりますか。三十九年度の借り入れ申し込みが一万八千三百五十五件、七百五十二億二千五百五十五万円。貸し付け決定というのはちよつとおかしい、まだ三十九年度終わったわけではありませぬから。いままでのあれでは、そのうち一万四千三百三十二件、総額四百七十九億六千三百九十九万円というのは、これは違ひますか。

○大崎政府委員 資料でも差し上げてございませうが、昨年十二月末現在の数字は、金額にいたしまして、借り入れ申し込みの受理が三百十八億でございます。それから、それに対して貸し付け決定をいたしました額は百六十一億でございます。

○小林委員 再び調べてみまするまであなた方の資料を正しいものという仮定の上において申し上げます。

それによりますると、申し込みに対する決定額の比率はどのくらいになりますか。需要に對する供給額です。申し込みに對する貸し付け額。その比率がどれくらいになりますか。

○大崎政府委員 十二月末現在のところ、借り入れ申し込み受理額に對しまして約半分の決定をいたしておるわけでございます。

○小林委員 たしか三十八年度は七〇%を覆駕したはずでありますけれども、そうすると三十七、八年時代の実績に照らし、三十九年度は非常に貸し付けの比率が下がつておる。これは改悪の形に、うしろの向きの形に進んでおると見なければならぬ。これはどうでありますか。

○大崎政府委員 三十九年度の新規の借り入れ申し込みは二百三十億でございます。それが実は相当大きな額になっておることは先生御指摘のとおりでございます。したがって、資金との關係で若干資金繰りが苦しくなつておることも御指摘のとおりでございます。

○小林委員 せつかく制度を設けて、軌道に乗つて、これでひとつ新しい機関や設備を設けて國民の医療に奉仕しようというかまゝが出ておるにもかわらず、だんだん希望に對して満たされる比率が減つてくるというのには、私は行政としてまずいんじやないかと思ひます。別荘でもつくるとか、あるいは娯樂場をつくるというなら、これはだんだん申し込みを制限して比率を下げていくのもいいだらうけれども、医療機関等、人間の生命と健康に關するものの比率を年々下げてくるというのは、これはどうも感心できません。ふえた申し込みの金額がふえたかもしれません。ふえたとしたならば、なるほど今年度の要求額に應じてその申し込みに見合うような予算を組んでいただくなければならぬと私は思つておられますが、この問題は一体どのように解釈をしておられるか。どうも巷間、町あたりを歩いてみますと、だんだん医療金融公庫の借り入れがむずかしくなつて、条件がむずかしくなり、申し込みでもなかなか借り

られないことを聞きます。なるほど統計にあらわれている。これはたいへんなことだと思えますが、どう一体これを解決されるか。これは大臣にお聞きしなければならぬ。

○大崎政府委員 医療金融機関の貸し付け原資につきましては、わが国の医療機関の現状から、これは私どもでできるだけ多くいたしたいと考えまして、毎年努力いたしているわけでございますが、財政上その他の都合によりまして、実は十分であるというところまで参っていないわけでございまして。しかしながら、三十五年の貸し付け原資は三十億でございます。それから累年増加をさせておりまして、過去三年間を見ますと、三十八年度では貸し付け原資が百十億、三十九年度は百三十五億、四十年度は百七十億ということで、それ相当地に増加をさせているつもりでございますが、なお努力の足りないところは認めざるを得ないわけでありまして、今後とも努力をいたしたい、かように考えております。

○小林委員 私は先ほどから日本の医療機関の建物、設備、内容等が先進国に比較して非常に貧弱であるということをお話し上げた。それをどう改めたいかということに対しては、やはり現制度の中に私は三つの柱を立てて、それを充実していく以外にはないと思う。一つは先ほど申し上げましたように、やはり国立病院、基幹病院といいますが、この基幹病院、並びにそれを取り巻く地方における公的基幹病院、こういうものの配置、配合等を考慮しながら、これをひとつ完成をさせていく、第二番目には、この医療金融公庫の活躍に基づいて、民間の医療機関の要望に沿うように行政の面で努力をし、金融の面で努力をしながらこれを解決していく、これは第二番目の柱です。ところが私が申し上げるまでもなく、医療金融公庫から借りる民間の医療機関というものは、主として都会に集まる、これは独立採算制ではありませんけれども、そらばんに合わぬ医療機関はだれも金を借りて一年八分もするようない金利でもってとてもこれは金を借りられるものではありません。

ん。したがって、僻地や無医村地区や患者の少ない地区には、この医療金融公庫の貸し付けというものは、ゼロとはいいませんけれども、たいして著しい効果を上げるわけにはいかない。そこで無医村地区や僻地地区における医療機関や医療設備の充実というところも、これはまた別個の立場で考えてもらわなければならぬ。この三つの柱を、それぞれの特質を生かしながら行政的に指導し、便宜を与えつつ国民の健康を保持していくという方針を進めていかなければならぬ。私どもは医療金融公庫の問題に關係して、いまこの三つの柱の一つである民間の、特に都会あるいは患者が集中してある地区の医療金融公庫の対象となり得る民間設備のことをお伺いいたしましたのであります。この際、僻地地区、無医村地区における医療機関の充実というものを一体どういふふうに考えられておるのか、お伺いいたしておきたいと思うのであります。

○神田国務大臣 いまの無医村地区の解消の問題でございますが、これは厚生省といたしまして、歴代政府の方針でもございまして、これを特に配意いたしてやっておりますつもりでございます。しかし御承知のとおり僻地のほうも人口の変動がございまして、計画当初より悪条件といましようか、なかなか至難な問題もまた加わってまいっておりますわけでございまして、しかし、できるだけその困難を排除して充実いたしたい、こういう考えを持っておりまして、各基幹病院等の系列派遣制度というふうなことで、あるいはまた道路の拡幅なり改修によつて無医村地区を、常駐はできないけれども、患者があつたならばすぐ伺えるというふうな制度にいたしたいと思つております。なお進んでは、なかなか道路改修も十分でないというところではヘリコプター等を発着させてやりたい、こういうふうな考えを持ちまして、鋭意努力いたしております。医療金融公庫の貸し出しも、できるだけ地域差等も考えまして、都会に偏重しないように、主として山村あるいは漁村等にもできるだけ配慮いたしたい、こういう考えでやっております。

○小林委員 時間もありませんから、僻地医療の問題は、私、目をあらためてひとつ大臣にお伺いしますけれども、一体厚生省は僻地医療や無医村地区の解消のために本腰を入れておやりになっておるかどうか、私は実はその真意を疑つておるのです。ほんとうに国立や公的医療基幹病院を中心にして、それから枝葉が立つようになっていく不動の計画表をちゃんとお持ちになつておるのかどうか。国会の答弁では、よくそういう基幹病院だの、やれ道路改修だの、船をつくるの、ヘリコプターをどうのとかいう話だけは聞いておりますけれども、予算にあらわれてくるのはヘリコプターの一機や、だるま船の一隻や二隻だけ、そんなことでは、無医村の解消が、それこそ百年たつて解消するの、千年たつて解消するの、墓場の中に入つてコケむして、もう孫もひ孫もいなくなつてから無医村地区の解消が軌道に乗ってくるのじゃないか、私どもはそんな長い話をしているのじゃない。今日この時限において、一体そういう僻地における人たちの健康をどう保障しているかというところをお話し申し上げたい。この点はいずれ場所を改めて、詳しい資料を御提供申し上げながら御質問申し上げたいと思つておりますが、きょうはこれを省略して、主としてそういう公的医療機関の整備の問題についてお尋ねいたしますが、これも参考までに聞くのです。

三十七年度に厚生省は第三次医療機関の整備計画というものをもちになつて、四十年年度に完成をする予定を進めたはずでありますけれども、それがどんなぐあいに完成しつつかあるかをお聞かせいただきたいと思います。

○大崎政府委員 医療機関の整備の問題でございますが、医療機関の整備につきましては医療法の七条の二によりまして、公的医療機関の設置の一つの最高限を定めた省令がございまして、この省令の基準がございまして、この省令の基準というものが、結局最高限を設けることによりまして余裕ができましたものは病床の不足地区に回すという

のが趣旨でございます。したがって医療金融公庫等の融資もほほそれに沿つて融資基準が算定されておるわけなのでございます。したがって、その省令を中心といたしまして公的医療機関の適正配置にとめておるわけでございまして。公的医療機関の適正配置の中で、私ども厚生省におきまして最も中心的と申しますか直接やっておりますものは、先生が先ほど御指摘になりましたように国立病院、国立療養所の適正配置でございます。国立病院につきましては、これは基幹十病院についてほほ整備を終りまして、その準基幹的な地位にあります他の三十病院につきまして目下整備を進めておるわけでございまして、それから療養所につきましても、基幹療養所につきまして整備を進めておりまして、他の公的医療機関との連携をはかりまして十分な考慮をいたしておるわけなのでございます。そのほかいろいろ公的医療機関に対する国の補助金もあるわけでございまして、それらの補助の際にそれぞれ適切な指導をいたしておるわけでございまして、大体そういうふうなことでやっておりますわけでございまして。

○小林委員 そこで、だんだん時間も迫つてきましたから、かいつまんで御質問いたしますけれども、医療金融公庫の金をお貸し付けになるときに、いま言ったように利率の面で甲種と乙種がある、そのほかその地区における病院の設立状況、住民に対する病床の数等、いろいろありまして、あなたのおっしゃつた医療法の七条の二等に、結核については一万人に対して二十三口とか、精神病では一万人に対して十七とか、いろいろ細かい基準をお設けになつておるようでありまして、この医療金融公庫の民間にお貸し付けになるその基準、これをしろうとでもわかりやすいように観をここでちょっと御説明いただきたい。どの程度の者が申し込めば甲種の資格で六分五厘の金を貸し付けられるか、どれだけ過密であれば乙種の八分五厘の利息で貸してくれるかというふうな概算の基準をお示しいただきたいと思つてござい

○大崎政府委員 融資基準につきましては、まず病院でございますが、一般病床と精神病床と分け

て申し上げます。一般病床につきましては人口三十万以上の市、特別区、これが一万分の五十五を基準としており

ます。それから人口十万以上三十万未満の市、こ

れは一万分の五十、人口五万以上十万未満の市

町村、これが一万分の四十五、人口五万未満の市

町村、これが一万分の三十。精神病床につきましては、これは従来一万分の十八でございまして

が、新年度から一万分の十九にいたしたい、かよ

うに考えております。それから診療所でございますが、一般診療所と

歯科診療所と分けて申し上げますと、一般診療所

で、人口三十万以上の市、特別区、これは千二百

分の一でございまして。それから人口十万以上三十

万未満の市、これが千五百分の一でございまして。それから人口五万以上十万未満の市町村、これが千六百分の一でございまして。それから人口五万未満の市町村、これが千七百分の一でございまして。歯科診療所につきましては、人口三十万以上の市、特別区、これが二千五百分の一でございまして。それから人口十万以上三十万未満の市、これが三千分の一でございまして。それから人口五万以上十万未満の市町村、これが三千三百分の一でございまして。それから人口五万未満の市町村、これが三千五百分の一でございまして。

○小林委員 私、この比率は義務教育のように強制的なものじゃない、一つの標準を示しただけ

昭和四十年三月二十四日印刷

う。そこでこういう基準をおつくりになるときは、そういう僻地僻村のためにはやはり特別の考慮が出てこなくちゃならぬですよ。あります。私がこういうことをかたく言いますと、社会党はまた医療国営を考えているなどと思わざるどころから誤解の非難をされますから、私はあまり強く義務教育のように子供が三人、五人いようと先生は必ず配置せよなどという強制的なもの言いはいたしませんけれども、教育よりは、預かるのは人間の命なんだから、私はそういう点においても別途の考慮を払いながら医者のない地区を埋めていくという考慮を払わなければいかぬと思うのですが、いかがでしょう。

○大崎政府委員 一般病床の定め、たとえば人口五万未満の市町村につきましては限度が一万分の三十八でございまして、私どもの承知しております。これは十分病床の余裕があるわけではございまして、お建てになるというふうな方がございまして、公庫のほうにおきましてこれは優先的に融資申請し上げるといふふうな方針でおるわけではござい

ます。それから公庫の特例というものがございまして、たとえば診療所を設置しようとする場所を中心といたしまして、半径二キロメートルの地域内に病院または診療所が全くない場合には、これは有利に取り扱うような方途も講じておるわけではあります。しかしながら、かような地区におきましてむしろ私的医療機関そのものがなかなか採算が取りにくいというこの事情がございまして、先生御案内のように、医務局所管の僻地医療対策費におきまして、いわゆる診療所の経常費につきまして補助をいたしておるようなぐあいではござい

ます。したがって、これらのほんとうの僻地につきましては医療金融公庫の融資というよりも、むしろ僻地対策としてこれを処理するのが私どもは妥当ではないか、かように考えておるわけではあります。

昭和四十年三月二十五日発行

○小林委員 その点においては、はからずもあなたと私の意見は相一致したのでございまして、しかし私は先ほどから申し上げているように、金融公庫の金が僻地医療に役立っていない、ゼロとは言わねけれどもほとんど役立っていない、これは、先ほど申し上げたとおりでありまして、けれども、僻地医療を中心にして、役立たぬでも、利率を下げたり特典を設けて、こういう中にもこういう特別の処置があるということを示していただくだけでも、政府の前向きな姿勢を示す一つの材料になるから、それをおやりになったらどうですか、私はこういうことを申し上げておるわけでありまして、それはあなたのおっしゃった、僻地対策を別途に講じていただくことは非常にありがたい、どうぞそのようにぜひお願いしたいと思

います。それでは、松澤委員長からもう質問をやめたらどうかという催促の紙が来ておりますので、用意してまいりました質問を半分ぐらいにしておきますが、いま一問にして終わらましよう。これは参考までに聞いておきましよう。現在、国立病院、国立診療所が幾らあるか、この統計。それからあわせて、日本の病床数の総計が幾ら。政府は何か五カ年計画か六カ年計画をお持ちになつておられるようでありませうけれども、その到達年度における病床の総数をどれぐらいと予定をせられておられるか。しかもその病床の総数の中に、一般病床その他特殊の関係の病床のそれぞれの数字をどことなくあいに現在把握し、将来はどうする考えでおられるか。これだけお伺いいたして、まともな答弁を得れば、一応本日のところは質問を打ち切ることになります。

○大崎政府委員 三十八年度末におきますわが国の病床数を申し上げます。病床数が七十九万四千四百三十四床でございまして、これには精神病床、結核病床、伝染病床、一般病床、らい病床を含んでおるわけではございまして、それから一般診療所が六万二千三百六十三施設でございまして、それから歯科診

療所が二万七千八百六十九施設でございまして、私どもで考えております病院の病床数の目標は、四十五年度におきまして百二万床にいたしたい、かように考えておるわけではございまして、過去三年間につきましては総病床数の増加は四万一千七百二十床でございまして、それから三十七年度は三万六千三百四十二床でございまして、それから三十六年につきましては二万九千六百二十九床でございまして、このまま推移をいまして、さらに私どもが財源的な措置をいまして、さらに私どもが財源的な措置をいまして、十分に努力をいたしますと、百二万床の目標は十分到達できるというふう

に私ども考えておるわけではございまして、それから、その中で国立病院の病床でございまして、これは三十九年度の数字でございまして、病床数が国立病院で二万八千床でございまして、療養所につきましては的確な数字をいま持ち合わせておりませんが、約五万四千程度であったかと記憶いたしております。療養所の数が百六十八カ所でございます。それから入院が約五万八千程度であります。病院の数は八十七カ所でございます。それにガンセンターを加えて八十八カ所になります。

○小林委員 これは数年間ふえていきますか減っていきますか。国立病院と国立療養所の数は数年間の趨勢としてふえておりますか減っておりますか。○大崎政府委員 異同はございませぬ。ただ療養所から国病に転換したような事情がございまして、その間若干の異動はございませぬ。

○小林委員 まだこの辺ようやく序の口でありまして、それに対する所見を述べたいのですけれども、きょうはひとつ委員長に協力をいたしまして、きょうのところは質問を一応これで打ち切ることになります。

○松澤委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。午後零時二十二分散会

衆議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局